

日本手外科学会認定手外科専門医制度

認定研修施設に関する FAQ

<研修施設に関して>

① Q. 基幹研修施設と関連研修施設はどう違うのですか？

A. 基幹研修施設は

- (1) 手外科の手術が 3 年間継続して 100 例／年以上あること
- (2) 手外科専門医が 1 名以上常勤していること
- (3) 手外科専門医研修カリキュラムに基づく研修ができることが条件です。

一方、関連研修施設は、基幹研修施設と連携しており

- (1) 手外科の手術が 3 年間継続して 30 例／年以上あること
- (2) 手外科専門医が常勤または定期的に指導していること
- (3) 手外科専門医研修カリキュラムに準じた研修ができること
- (4) 基幹研修施設の長または専門医の推薦を受け、関連研修施設の長が承諾していることが条件です。

② Q. 関連研修施設の要件を満たしていると思われませんが、独自に申請することはできますか？

A. いいえ、できません。関連研修施設の申請は、基幹研修施設が行うこととなっています。

③ Q. 手外科専門医になったので、認定研修施設として新規申請しようと思います。3 年経過しないと申請できませんか？

A. いいえ、症例数などの施設基準を過去 3 年間にわたり満たしていることは必要ですが、専門医になって 1 年以上経過していれば申請できます。

④ Q. 手外科専門医ですが現在の病院に移ってまだ 1 年しか経過しておりません。3 年間の手術実績がありませんので、今回は申請ができないのでしょうか？

A. いいえ。異動に関する特例として、1 年間の実績があれば申請できます。但し、前勤務先が認定研修施設であったことが条件です。その際は、様式 4-1 のかわりに様式 4-6 (基幹) または 4-7 (関連) を利用してください。

⑤ Q. 手外科専門医ですが認定研修施設で 3 年間勤務した後、1 年間留学しました。帰国後、現在の病院で 1 年間勤務していますが申請可能でしょうか？

B. はい。異動に関する特例として、1 年間の実績があれば申請できます。但し、前勤務先が認定研修施設であったことが条件です。

<手術に関して>

- ⑥ Q. 大学病院では、年間 100 例の手術という条件がクリアできそうもありません。基幹研修施設としての申請はできませんか？
- A. 大学病院は教育病院としての機能を鑑み、関連研修施設との連携を条件に、手術件数が少なくても認定する場合があります。
- ⑦ Q. 手術の内容に規定はありますか？ また、肘の手術は含まれるのでしょうか？
- A. はい。原則として手外科専門医研修カリキュラムに記載された疾患の手術のみが対象となります。肘の手術に関してもカリキュラムに記載があれば、対象となります。

<申請に関して>

- ⑧ Q. 「施設」とはあくまで病院のことを意味するのでしょうか？
- A. 原則として病院（医療センター）を想定していますが、例えば大学病院などの場合、診療科単位で申請することも可能です。その場合の施設長は教授で構いません。
- ⑨ Q. 専門医が常勤していなくても申請できますか？
- A. 基幹研修施設の場合は、専門医が常勤していなければ申請できません。関連研修施設の場合は、定期的に勤務していることが条件となります。
- ⑩ Q. 専門医の認定証がまだ届きません。
- A. 認定証の送付は、登録料の納入確認後となりますので、まだ先になります。研修施設の際には、審査結果通知書のコピーを添付してください。
- ⑪ Q. 初回認定研修施設の認定を受けてから、満 3 年間を経過してないのに、更新申請の通知が来ました。
- A. 認定の有効期間は最長で 3 年間です。原則として研修施設の更新申請は、年度末に行うため、初回の更新申請は 2 年数カ月後に行う場合がでてきます。2 回目からの更新申請は、3 年毎となります。
- ⑫ Q. 基幹研修施設の認定が取り消された場合、その関連研修施設の認定はどうなるのですか？
- A. 関連施設の認定も自動的に取り消されます。再申請が必要となります。

平成 19 年 8 月 30 日改訂

平成 24 年 6 月 25 日改訂

平成 24 年 7 月 29 日改訂

平成 25 年 7 月 28 日改訂

平成 26 年 1 月 12 日改訂

平成 26 年 3 月 14 日改訂

この FAQ は、会員の皆様からの疑問に対して、できるだけ速やかにアップデートしていく予定です。